

X. 調査票

1. 一般消費者

問6 あなたはインターネットやスマートフォンを利用していますか。仕事は除きます。1つだけ選んでください。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 よく利用している | 2 ときどき利用している |
| 3 あまり利用していない | 4 全く利用していない |

問7 あなたは消費者問題（※）の被害に遭うと思いますか。1つだけ選んでください。

- | |
|--|
| 1 自分は消費者問題の被害に遭うことはないと思う |
| 2 自分も消費者問題の被害に遭うかもしれないと思う（または遭ったことがある） |
| 3 どちらとも言えない |
| 4 その他（具体的に： ） |

※ 消費者問題とは、「消費者が購入した商品・サービスやその取引をめぐる消費者の被害または不利益の問題」を言います。例）商品・サービスの安全上の問題、偽造表示、不正な販売方法、架空請求など

II 「消費者問題への関心度」について

問8 あなたは、消費者問題について関心がありますか。1つだけ選んでください。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 関心がある | 2 どちらかと言えば関心がある |
| 3 どちらかといえば関心がない | 4 関心がない |

問9 あなたは、次の消費者問題に対して関心がありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | |
|------------------------------------|
| 1 食品の安全性に関する問題 |
| 2 食品表示（原材料や原産地等の表示）に関する問題 |
| 3 製品の欠陥や施設・設備の不具合により生じる事故 |
| 4 インターネット（スマートフォンや携帯電話を含む）取引でのトラブル |
| 5 強引な勧誘や訪問販売などの悪質商法 |
| 6 架空請求や不当請求、振り込み詐欺 |
| 7 投資・保険・預金などの金融商品や融資に関する問題 |
| 8 クレジットやサラ金、キャッシング依存症などによる多重債務問題 |
| 9 家庭における省エネやゴミの減量や食品ロス削減などの環境問題 |
| 10 エシカル消費（※1） |
| 11 物価（食料品、ガソリン価格、光熱費など） |
| 12 個人情報流出 |
| 13 ステルスマーケティング（※2）規制 |
| 14 キャッシュレス決済 |
| 15 その他（具体的に： ） |

※1 「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを支え、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと
※2 「ステルスマーケティング」とは、広告であるにもかかわらず、一般消費者が広告であることと分からな
ないものこと。（例：事業者が投稿内容を指示して、それを受けてインフルエンサーや消費者等が投稿
する場合など。）

（一般消費者用）

I あなたご自身のことについて（令和6年9月1日現在）

問1 あなたの性別を回答してください。

- | | | |
|------|------|--------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 答えない |
|------|------|--------|

問2 あなたの年齢を回答してください。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 18～19歳 | 2 20～29歳 | 3 30～39歳 |
| 4 40～49歳 | 5 50～59歳 | 6 60～64歳 |
| 7 65～69歳 | 8 70歳以上 | |

問3 あなたの世帯構成は、次のうちどれにあたりますか。

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 1 ひとり暮らし | 2 夫婦のみ（※） | 3 親・子の二世代 |
| 4 親・子・孫の三世代 | 5 その他（ ） | |

※ 婚姻の届出の有無に関係なく記入してください。

問4 あなたの職業を回答してください。

- | |
|---------------------------------|
| 1 自営業（農林漁業、商工サービス業などで、家族従業者を含む） |
| 2 会社・団体などの役員、正社員（正職員） |
| 3 パートタイマー、アルバイト、契約社員など |
| 4 専業主婦・主夫 |
| 5 学生 |
| 6 無職 |

問5 あなたのお住まいの市町村を回答してください。

- | | | |
|------------|----------|---------|
| 1 鹿児島市 | 2 鹿屋市 | 3 松崎市 |
| 4 阿久根市 | 5 出水市 | 6 指宿市 |
| 7 西之表市 | 8 垂水市 | 9 薩摩川内市 |
| 10 日置市 | 11 曾於市 | 12 霧島市 |
| 13 いちき串木野市 | 14 南さつま市 | 15 志布志市 |
| 16 奄美市 | 17 南九州市 | 18 伊佐市 |
| 19 始良市 | 20 三島村 | 21 十島村 |
| 22 さつま町 | 23 長島町 | 24 湧水町 |
| 25 大崎町 | 26 東串良町 | 27 錦江町 |
| 28 南大隅町 | 29 肝付町 | 30 中種子町 |
| 31 南種子町 | 32 屋久島町 | 33 大和村 |
| 34 宇佐町 | 35 糠戸内町 | 36 龍郷町 |
| 37 喜界町 | 38 徳之島町 | 39 天城町 |
| 40 伊仙町 | 41 和泊町 | 42 知名町 |
| 43 与論町 | | |

III 「食品ロス削減」について

問10 あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。
あてはまるものを1つだけ選んでください。

- | | | | |
|---|-------------------|---|-----------|
| 1 | よく知っている | 2 | ある程度知っている |
| 3 | 言葉は知っているが、内容は知らない | 4 | 全く知らない |

問11 あなたの家庭では、食品ロスが発生していると思いますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

- 1 発生している → 問11-1 △
2 発生していない
3 分からない

問11で「1 発生している」とお答えになった方にお聞きます。

問11-1 食品ロスを、発生している原因・理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 消費期限（過ぎたら食べない方がよい期限）が切れた
- 2 賞味期限（おいしく食べることができる期限）が切れた
- 3 作りすぎてしまった
- 4 食べきれなかった
- 5 必要以上に買ってしまった
- 6 調理の際、食材の食べられる部分を捨てた
- 7 その他（具体的に）

問12 あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。

- 1 取り組んでいることがある → 問12-1へ
2 取り組んでいることはない

問12で「1 取り組んでいることがある」とお答えになった方にお聞きます。

問12-1 あなたが、食品ロスを減らすために取り組んでいることで、より効果的と感じた取組は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 料理を作りすぎない
- 2 残さずに食べる
- 3 残った料理を別の料理に作り替える
- 4 冷凍保存を活用する
- 5 日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する
- 6 「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する
- 7 購入するときに食べる場合に、商品棚の手前に並び賞味期限の近い商品を購入する（てまごどり）
- 8 小分け商品、少量パック商品、バラ売り等食べ切れる量を購入する
- 9 飲食店等で注文しすぎない
- 10 飲食店等で食べ残した場合、持ち帰りを検討する
- 11 その他（具体的に： 1

問13 あなたは、フードバンク・フードドライブについて知っていますか。
あてはまるものを1つだけ選んでください。

- 1 知っていて食品を提供したことがある
- 2 知っていて食品を提供しようと考えている
- 3 知っているが食品を提供したことはない
- 4 全く知らない

問14 あなたは、品質には問題ないが通常の流通ルートで販売が困難な商品（規格外品、期限間近、パッケージの破損・汚損等）を、低価格で販売するようなサービスを知っていますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

- 1 知っていて活用したことがある
- 2 知っていて機会があれば活用したい
- 3 知っているが活用したことはない
- 4 全く知らない

IV 「エシカル消費」について

問15 あなたは、エシカル消費について、どの程度知っていますか。
あてはまるものを1つだけ選んでください。

- 1 言葉と内容の両方を知っている
- 2 言葉は知っているが内容は知らない
- 3 言葉と内容のどちらも知らない

※「エンカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

問16 エシカル消費につながる以下の行動について、日常生活で心掛けていることが
あります。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 買い物が必要な場合は、マイバッグを持参する
- 2 食べ残しを減らす（食品ロスの削減）
- 3 必要な食品を必要ときに必要な量だけ購入する（食品ロスの削減）
- 4 マイボトルを持ち歩く
- 5 省エネや節水・節電につながる行動を実践する
- 6 ストローなど使い捨てプラスチックの使用を減らす
- 7 3R（リユース（再利用）、リデュース（ごみを出さない工夫をするなど）、リサイクル）を心がける
- 8 購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を選ぶ「てまどり」を実践している
- 9 リサイクル素材を使ったものや省エネ製品など環境に配慮した商品を購入する
- 10 被災地の産品を購入する（被災地支援）
- 11 フェアトレード製品の選択
- 12 福祉施設で作られた製品を購入する（障害者の自立支援）
- 13 エシカル消費に関連する認証ラベルマーク（※1）のついた商品を購入する
- 14 寄付付き商品を購入する
- 15 アニマルウェルフェア（※2）に配慮した商品を購入する
- 16 無駄なものを買わない
- 17 レンタルやリース、シェアリングなど物を保有しないサービス積極的に活用する
- 18 中古品市場の利用（売買）を積極的に行う
- 19 耐久性に優れた商品を選択する
- 20 単一素材で作られているなど、再生利用が容易な商品を選択する
- 21 修理等のサービスを活用し、物なるべく長く使用する
- 22 その他（具体的に： _____）
- 23 特に心掛けていない → 問16-1へ

※1 エシカル消費に関連する認証マーク・ラベルは、以下のとおり。（一部を例示）

	「フェアトレード」 生産者が公平な対価を受け、労働者の権利が守られ、環境保全に役立つ商品に結びつけられる。		「有機JASマーク」 生産者が安全な方法で農産物を生産し、食品の安全と品質を確保するために厳格な基準に準拠している。		「日本赤十字マーク」 日本赤十字社が認定する、災害時の救済活動に貢献している。
	「森林認証」 持続可能な森林管理のもとで生産された木材や紙類に由来する商品に由来する。		「FSC認証」 持続可能な森林管理のもとで生産された木材や紙類に由来する商品に由来する。		「日本赤十字マーク」 日本赤十字社が認定する、災害時の救済活動に貢献している。

※2 「アニマルウェルフェア」とは、「動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心理的状態をいう」と定義（国際動物福祉局（WOAH）の報告による）され、畜産を快適な環境下で飼育することにより、畜産のストレスや疾病を減らす考え方のこと。

問16で「23 特に心掛けていない」とお答えになった方にお聞きします。

問16-1 あなたが、問16に掲げたエシカル消費につながる行動について、日常生活の中で心掛けていない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 エシカル消費の概念に同意できない
- 2 参加方法が分からない
- 3 時間や気持ちの余裕がない
- 4 エシカル消費につながる商品やサービスが身近にない
- 5 どれがエシカル消費につながる商品やサービスか分からない
- 6 エシカル消費に本当につながる商品やサービスが分からない
- 7 経済的余裕がない
- 8 周りに取り組んでいる人がいない
- 9 余分なお金がかかる
- 10 商品・サービスの品質に不安がある
- 11 その他（ _____ ）
- 12 特に理由はない

V 「商品やサービスを購入（利用）する際の意識」について

問17 あなたは、商品やサービスを知る又は購入を検討する際に、どこから情報入手していますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 テレビ・ラジオ
- 2 新聞・雑誌・書籍
- 3 インターネット記事やブログ
- 4 SNS（X、Instagram、TikTokなど）
- 5 インフルエンサー
- 6 公式サイト
- 7 オンラインモール
- 8 フリマサイト・オークションサイト
- 9 口コミ・レビューサイト
- 10 店頭・店員
- 11 家族・友人・知人
- 12 特にない

問18 あなたは、商品やサービスを選ぶときに、どのようなことを重視しますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 機能や品質、量
- 2 価格
- 3 安全性
- 4 購入（利用）時の事業者の説明や接客態度
- 5 苦情や要望に対する事業者の対応（アフターサービスを含む）
- 6 商品やサービスの評判
- 7 商品やサービスが環境に及ぼす影響
- 8 特典（ポイントカード、景品など）
- 9 広告
- 10 ブランドイメージ、事業者の経営方針や理念、社会貢献活動

問19 あなたは、消費者として、次の項目について心掛けていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 表示を確認したり、説明を聞いて、その内容を十分理解した上で商品やサービスを選択する
- 2 トラブルに備えて、対処方法をあらかじめ確認しておく
- 3 商品やサービスについて問題があれば、事業者に申し立てを行う
- 4 ライフスタイルや経済状況の変化等、将来を考慮した生活設計を考慮して選択する
- 5 個人情報について適切に管理されているか確認する
- 6 人や社会・環境に配慮した商品やサービスを選択する（エシカル消費）

問20 あなたは、この1年間に、商品を購入、サービスを利用する際、以下の販売形態をどの程度利用しましたか。各形態ごとに「○」を付けてください。

	3週 間以上	1週 間以上 2週以下	1ヶ月 間以上 2ヶ月以下	1～3 ヶ月間 2回以上	1～1 年未満 2回以上	1～1 年以上 2回以上	1年 以上 2回以上	1年 以上 2回以上	1年 以上 2回以上
① 店舗									
② 訪問販売									
③ 電話勧誘販売									
④ カタログ通販									
⑤ インターネット通販									
⑥ テレビショッピング									
⑦ ラジオショッピング									
⑧ フリマサイト									

問21 あなたは、この1年間で、最も多く利用した支払い形態（現金払い除く）は何ですか。あてはまるものを3つ選んでください。

- 1 クレジットカード
- 2 電子マネー（ICカード等）（※1）
- 3 スマホ決済（※2）
- 4 銀行振込
- 5 商品券・回数券
- 6 デビットカード
- 7 インターネット決済専用のプリペイドカード
- 8 分割払い（※3）
- 9 現金以外の支払方法は利用していない

※1 電車・バス等の公共交通機関での利用を除く
※2 スマートフォンにクレジットカード、電子マネー、銀行口座などを登録し支払う決済手段
※3 クレジットカードを用いないもの

問22 あなたは、新型コロナウイルス感染症の流行の前後で、消費行動に変化がありましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 店舗でのキャッシュレス決済の利用割合を高めた
- 2 店舗でのセルフレジの利用割合を高めた
- 3 オンラインでの購入機会を増やした
- 4 日持ちする食料や加工品等の購入を増やした（ローリングストック）（※）
- 5 店舗でのまとめ買いを増やした
- 6 地産地消や国産品の購入を増やした
- 7 一人で外食、一人で外出などのおひとりさま消費を増やした
- 8 エシカル消費を増やした
- 9 その他（ ）
- 10 特に変化はない

※ 「ローリングストック」とは、普段から少し多めに食料、加工品を買っておき、使った使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定の食料を家に備蓄しておくこと

問23 あなたは、インターネットで商品を購入する際、最も心配なことは何ですか。あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 決済手段のセキュリティ
- 2 ネットショッピング事業者の信頼性
- 3 商品やサービスがイメージや期待したものと異なること
- 4 架空請求などの詐欺
- 5 迷惑メールの受信
- 6 個人情報の流出・悪用
- 7 その他（ ）
- 8 インターネットでの商品・サービスの購入はしない

VI 「商品やサービスに関する消費者問題」について

問24 あなたは、この1年間に、購入した商品や利用したサービスについて、不満を
持ったり被害を受けるなど、トラブルを経験したことはありませんか。あてはまる
ものをすべて選んでください。

- 1 ある → 問24-1～問24-3へ
2 周りに被害に遭った人がある → 問25（11ページ）へ
3 ない → 問25（11ページ）へ

問24で「1 ある」とお答えになった方にお聞きます。

問24-1 それはどのような内容のことでしたか。あてはまるものをすべて選んでく
ださい。

- 1 商品やサービスの内容に関すること
(偽物、不良品、質・量・性能・効果などが表示や説明等と違った など)
2 商品やサービスの価格に関すること
(「特別価格」や「優待価格」とうたっていたが、そうではなかった など)
3 内容や価格以外の契約条件に関すること
(不当な条件付きだった、取引条件を一方的に変更された など)
4 解約・返品に関すること
(契約を取り消そうとしたら高額なキャンセル料を要求された など)
5 架空・不当請求に関すること
(身に覚えのない料金を請求された、不当な料金を請求された など)
6 販売方法に関すること
(誇大広告、勘違いさせるような説明、契約をせかす、しつこい勧誘 など)
7 事後の対応や苦情への対応に関すること
(納得のいく説明がない、苦情に対する誠実な対応がない など)
8 個人情報の取扱いに関すること
(自分の情報が他の業者に流れていた など)
9 食品の安全・表示に関すること
(消費期限や賞味期限切れ、産地や原材料の偽装、異物混入 など)
10 商品やサービスの欠陥等による事故に関すること
11 その他 (具体的に：)

問24で「1 ある」とお答えになった方にお聞きます。

問24-2 そのトラブルのきっかけとなった商品の販売方法またはサービスの勧誘方
法は次のうちどれですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 お店で商品を購入したり、サービスを利用した
2 インターネットでの通信販売を利用した
3 カタログやテレビ、新聞の折込チラシ等での通信販売を利用した
4 自宅や職場に業者が訪ねてきて、勧められた
5 業者から電話（固定・携帯）があり、勧められた
6 知り合いや友達から勧められた
7 路上で声をかけられ、会場や喫茶店などに連れて行かれ、勧められた
8 電話や郵便でお店や喫茶店に来るように誘われて、勧められた
9 自分で業者を調べて、自宅や職場に来てもらい、勧められた
10 その他 (具体的に：)

問24で「1 ある」とお答えになった方にお聞きます。

問24-3 その際にどこに（誰に）相談したり、伝えたりしましたか。あてはまるも
のをすべて選んでください。

- 1 家族、知人、同僚など身近な人
2 消費者ホットライン188
3 市町村消費生活センター・相談窓口
4 県消費生活センター・大島消費生活相談所
5 国民生活センター
6 商品・サービスの提供元であるメーカーなどのお客様窓口
7 商品・サービスの勧誘や販売を行う販売店や代理店など
8 弁護士や司法書士、消費者団体（※）
9 警察
10 民生委員・児童委員など地域の人
11 ヘルパー・ケアマネジャー
12 その他 (具体的に：)
13 誰にも相談したり、伝えたりしなかった → 問24-4へ

※ 消費者団体とは、「消費者自らが主体的に行動することを目標に、消費者被害の未
然防止のための各種情報の提供など、消費生活全般に関する普及啓発活動等を行っ
ている団体」を言います。

問24-3で「13 誰にも相談したり、伝えたりしなかった」とお答えになった方にお聞きします。

問24-4 誰にも相談したり、伝えたりしなかったのは、なぜですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1	相談しても仕方がないと思った
2	相談せず自分で解決しようとした
3	どこに相談すればよい分からなかった
4	恥ずかしいので、誰にも言えなかった
5	相談する適切な相手がいなかった
6	気まずい思いをしたり、もめことになるのが心配だった
7	被害が小さいなど、相談するほどのトラブルではないと思った
8	自分にも責任があると思った
9	忙しく時間がなかった
10	被害に遭ったことに当時は気づいていなかった
11	被害を思い出しにくくなった
12	その他（具体的に： _____）

問25 商品を購入したり、サービスを利用する上で、トラブルや被害に遭わないために、あなたが重要と考えるものはどれですか。3つ以内で選んでください。

1	消費者自身が自覚して、トラブルにあわないように注意する
2	家族に相談する
3	家族や友人、地域などでトラブルに関する情報交換をする
4	事業者が商品・サービスについてのルールを守る
5	事業者が商品・サービスの内容等についてわかりやすく説明（表示）する
6	事業者が相談窓口を充実させる
7	国や地方自治体が消費生活上でのトラブルに関する情報を提供する
8	国や地方自治体が、悪質な事業者に対する規制や指導を強化する
9	消費者の相談に対応するため、市町村や県の相談窓口を充実させる
10	学校における消費者教育を充実させる
11	学校以外で消費生活に関する学習機会を充実させる
12	民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどに見守り活動をしてもらう
13	その他（ _____ ）

VII 「消費者問題に関する情報」について

問26 あなたは、消費者向けの情報提供手段として、どれが有効（利用しやすい）と思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1	テレビ
2	ラジオ
3	新聞・雑誌（フリーペーパー含む）
4	県や市町村の広報誌
5	県、市町村、消費者庁や国民生活センターのホームページやメールマガジンなど
6	SNS（X、Instagram、TikTokなど）
7	消費生活情報誌、パンフレット、チラシ
8	市町村や自治会・町内会などの防災無線や掲示板、回覧板
9	地域（町内会や老人クラブなど）での消費生活講座
10	会社や所属団体の会合、研修など
11	その他（具体的に： _____）

問27 次の消費生活に関する情報のうち、あなたが重要と考えるものはどれですか。3つ以内で選んでください。

1	消費生活に関する法律や制度
2	商品・サービスの安全・表示に関すること（食品を除く）
3	食品の安全・表示に関すること
4	消費者問題の相談窓口
5	消費者問題への行政の取組
6	悪質な事業者や手口についての注意喚起（トラブルへの対処法）
7	消費者被害の防止やエシカル消費などに関する消費生活の講座
8	消費者被害防止のための啓発活動
9	消費者団体の活動
10	メーカーや販売店など事業者の活動
11	リコール情報
12	SDGsに関すること
13	家計管理やライフプランに関すること
14	その他（具体的に： _____）
15	持たない

Ⅷ 「消費者教育」について

消費者教育とは、「消費者被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる消費者にとどまらず、よりよい社会発展のために積極的に参画する「自立した消費者」を育成するための教育及びこれに基幹する様々な啓発活動」を言います。

問28 あなたは、どのような機会に消費者教育を受けましたか。
あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 小中学校、高等学校の授業（家庭科、社会科、公民科等） | |
| 2 小中学校、高等学校の課外授業・特別授業・見学など | |
| 3 大学・専門学校などの講義 | |
| 4 大学・専門学校等のオリエンテーションなど | |
| 5 自治体や地域（町内会や老人クラブなど）等が主催する講演会・講座など | |
| 6 職場での講習会・勉強会など | |
| 7 消費者団体、生協等主催の講習会・勉強会など | |
| 8 その他（具体的に： | ） |
| 9 受けたことがない | |

問28で選択底1～4又は9を選んだ方にお聞きします。

問28-1 学校以外で消費者教育を受けたことがないのはなぜですか。
あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 忙しくて時間がない | |
| 2 講座や催しが開催されていることを知らなかった | |
| 3 講座や催しに参加することは面倒である | |
| 4 講座や催しのテーマに興味・関心がわかない | |
| 5 日程・場所が合わない | |
| 6 他の場所や媒体で情報を得ているから参加する必要がない | |
| 7 その他（具体的に： | ） |

問29 あなたは、どのような内容の消費者教育であれば参加したいと思いますか。
あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|--|---|
| 1 安全・安心な商品の選び方や表示の見方（例：素材や添加物表示の見方） | |
| 2 契約のルールや取引のトラブル防止策（例：クーリング・オフの仕方、悪質商法の手口とその対処法） | |
| 3 家計の管理や生活設計（例：クレジットの仕組みや多重債務に陥らないための金銭管理） | |
| 4 エシカル消費 | |
| 5 食品ロス削減 | |
| 6 情報通信の有効活用や安全の確保（例：インターネットやスマートフォンの安全な利用法） | |
| 7 製品事故や取引被害に遭ったときの解決手段（例：相談機関の情報） | |
| 8 その他（具体的に： | ） |
| 9 特にない（興味がない） | |

問30 あなたは、どのような機会であれば消費者教育を受けやすいと思いますか。
あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 自治体や地域（町内会や老人クラブなど）等が主催する講演会・講座など | |
| 2 職場での講習会・勉強会など | |
| 3 消費者団体、生協等主催の講習会・勉強会など | |
| 4 学校・PTAの講演会など | |
| 5 その他（具体的に： | ） |

問31 消費生活上のトラブルを防止するため、以下のどの対象者に対して重点的に啓発・対策を行うと効果があると思いますか。1つだけ選んでください。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 小学生 | 2 中学生 |
| 3 高校生 | 4 大学・専門学校生等 |
| 5 新社会人 | 6 一般成人 |
| 7 高齢者 | 8 障がいのある人 |
| 9 その他（具体的に： | ） |

問32 成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳、19歳は父母の同意なく一人で契約ができ、未成年という理由では、契約を取り消すことはできなくなりました。現時点で、成年年齢の引下げに伴う消費者教育は十分だと思えますか。

- | | |
|------------------|--|
| 1 十分である | |
| 2 どちらかといえば十分である | |
| 3 どちらかといえば不十分である | |
| 4 不十分である | |
| 5 わからない | |

問33 成年年齢の引下げに伴い、18歳、19歳前後の若年者が消費者被害にあわないためにどのようなことを知っておく必要があると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|---|---|
| 1 悪質商法と対処法 | |
| 2 スマートフォン・携帯電話、インターネットに関する知識 | |
| 3 クーリング・オフなど契約の取消の制度に関する知識 | |
| 4 契約に関する義務や権利 | |
| 5 分割払いやリボルビング払いなどクレジットカードの仕組み | |
| 6 クレジットカード以外のキャッシュレス決済（キャリア決済、二次元コード決済など）の仕組み | |
| 7 消費者被害に関する相談体制や役割 | |
| 8 学生ローン、消費者金融の利用に関する知識 | |
| 9 金融商品・投資に関する知識 | |
| 10 その他（具体的に： | ） |

IX 「消費者問題に対する行政の取り組み」について

問34 次の機関や相談窓口を知っていますか。①～④のすべての項目について、それぞれあてはまるものを一つ選び○を記入してください。

	知る つもり ない内 容も	なる いか 前 は 知 ら い	知る 前 も ない内 容も	知る 前 も ない内 容も
① 消費者ホットライン 局番なし188番（いやや！） 身近な消費生活相談窓口を案内する電話番号				
② 市町村消費生活センター・相談窓口				
③ 県消費生活センター または 大島消費生活相談所				
④ 独立行政法人 国民生活センター				

問35 次の行政の取り組みについてはどの程度満足していますか。①～⑦のすべての項目について、それぞれあてはまるものを一つ選び○を記入してください。

	満 足	あ る 程 度 満 足	や や 不 満	不 満	わ か ら な い
① 県消費生活センターや市町村の消費生活相談体制の充実					
② 消費者トラブルの実態や対処方法、相談窓口などの情報提供					
③ 商品やサービスの事故やリコール（製品回収）などの情報提供					
④ 消費者教育（啓発講座や学校教育など）の推進					
⑤ 商品やサービスに関する不当表示の監視・指導や悪質事業者の取締り					
⑥ 食品やガソリンなどの価格調査の実施					
⑦ 消費者団体や消費者グループの育成や活動支援					

問36 消費者問題への取り組みとして、行政に今後望むことは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 悪質な事業者への指導・取締りを強化する
- 2 商品やサービスに関する不当表示の監視を強化する
- 3 消費者被害・トラブル・商品リコールなど情報提供を充実する
- 4 身近な場所（相談できる窓口）を充実させる
- 5 高齢化や単身世帯に伴う消費者問題への対応を充実する
- 6 学校における消費者教育を充実する（成年年齢引下げ等）
- 7 消費者の声を行政や企業活動に反映させるような制度を設ける
- 8 地域や職場で消費者教育の機会を拡充する
- 9 事業者のコンプライアンス（法令順守）（※1）や消費者志向経営（※2）の取り組みを支援する
- 10 消費者問題の解決にに取り組む市民団体の活動を支援する
- 11 その他（具体的に：_____）

※1 事業者のコンプライアンス（法令順守）には、例えば、「食品等について、法令に基づき正しい表示をするための体制を整えている」等の取り組みも含まれます。
※2 消費者志向経営とは、事業者が、消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として消費者の信頼を獲得するとともに、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うことです。

問37 消費者問題に関する取り組みの充実のために、ご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。

～ご回答ありがとうございました～
10月29日（火）までにご投函くださるようお願いいたします。
※ あなたの住所・氏名などは記入する必要はありません。

2. 事業者

問2で「1 ある」とお答えになった方にお聞きます。

問2-1 対応の体制について、あてはまるものを1つだけ選んでください。

1 相談室を設置し、専任スタッフを配置している

2 担当部署が決まっていて、従業員が他の業務と兼務で応じている

3 その他（ ）

問2-2 問2-1でOをつけた体制について、具体的に記入してください。

問2で「2 ない」とお答えになった方にお聞きます。

問2-3 設置していない、あるいは、仕組みがないのはなぜですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1 製品、サービス等の提供先が消費者でないため

2 その他（具体的に： ）

問3 コンプライアンス（法令順守）（※）に対する取り組みを行っていますか（企業倫理、社内規則などの内部ルールの整備、担当部署の設置、研修の実施等）。

1 実施している

2 実施していない

※ 例えば、「食品等について、法令に基づき正しい表示をするための体制を整えている」等の取り組みも含まれます。

問4 「消費者志向経営（※）」の言葉や意味（概念）を知っていますか。

1 言葉と内容の両方を知っている → 問4-1、問4-2 へ

2 言葉は知っているが、内容は知らない → 問4-1、問4-2 へ

3 言葉と内容のどちらも知らない → 問5 へ

※ 消費者志向経営とは、事業者が、消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として消費者の信頼を獲得するとともに、持続可能な望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うこと。

問4で「1 言葉と内容の両方を知っている」、「2 言葉は知っているが、内容は知らない」とお答えになった方にお聞きます。

問4-1 「消費者志向経営」という言葉や意味（概念）を知ったきっかけは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

1 経済団体

2 消費者庁

3 県・市町村

4 自主宣言企業

5 その他（具体的に： ）

（事業者用）

I 「貴社の概要」について（令和6年9月1日現在）

問1 貴社の概要について記入してください。

貴社名	
貴社所在地（市町村名）	
従業員数	1 正社員 人 2 非正社員（契約社員・派遣社員等） 人
主な業種（該当する業種に1つだけOをしてください。）	1 農業、林業 2 漁業 3 鉱業、採石業、砂利採取業 4 建設業 5 製造業 6 電気、ガス、熱供給、水道業 7 情報通信業 8 運輸業、郵便業 9 卸売業、小売業 10 金融業、保険業 11 不動産業、物品賃貸業 12 学術研究、専門・技術サービス業 13 宿泊業、飲食サービス業 14 生活関連サービス業、娯楽業 15 教育、学習支援業 16 医療、福祉 17 複合サービス事業 18 その他（具体的に： ）
業務内容・主要製品等	貴社の業務内容（主要製品等）を教えてください。

II 「消費者対応」について

問2 お客様相談室など、消費者の声を直接的または間接的に聴く体制、担当部署がありますか。

1 ある → 問2-1、問2-2 へ

2 ない → 問2-3 へ

問4-2 「消費者志向自主宣言（※）」を行っていますか。または行う予定がありますか。

- 1 行っている
- 2 行う予定である
- 3 行いたいと思っているが、時期は未定
- 4 行う予定はない

※ 消費者志向自主宣言とは、事業者が、消費者庁が推進する“消費者志向経営”に賛同し、その実現に向けて、各事業に含ませて自ら作成した目標を「自主宣言」として、自社のウェブサイト等で公表すること。

問5 あなたの事業所では、食品ロスは発生していますか。

- 1 発生している → 問5-1 △
- 2 発生していない
- 3 分からない

問5で「1 発生している」とお答えになった方にお聞きします。

問5-1 発生している原因・理由は何か。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 原材料の仕入時や保管中の傷み、容器・包装のキズ
- 2 製造・調理時の端材、残渣、調理ミス
- 3 生産過多による売れ残り、納品や販売の期限切れ
- 4 返品等の対応
- 5 お客様の食べ残し
- 6 試作品や検査によるロス
- 7 その他（具体的に： ）

問6 あなたの事業所では、食品ロスを削減するために取り組んでいることはありますか。

- 1 取り組んでいることがある → 問6-1 △
- 2 取り組んでいることはない

問6で「1 取り組んでいることがある」とお答えになった方にお聞きします。

問6-1 取り組んでいることの中で、より効果的と感じた取組は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 商習慣の見直しや需要に見合った販売の推進を行っている
- 2 消費者への啓発を行っている
- 3 余った食品を寄付している → 問6-2 △
- 4 その他（具体的に： ）

問6-1で「3 余った食品を寄付している」とお答えになった方にお聞きします。
問6-2 その寄付先はどこですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 子ども食堂
- 2 福祉施設
- 3 フードバンク
- 4 フードドライブ
- 5 その他（具体的に： ）

問7 あなたは、フードバンク、フードドライブについて知っていますか。

- 1 知っていて食品を提供したことがある
- 2 知っていて食品を提供しようと考えている
- 3 知っているが食品を提供したことはない
- 4 全く知らない

Ⅱ 「従業員に対する消費者教育（啓発）」について

問8 従業員に対する消費者教育（啓発）を行っていますか。

- 1 はい → 問8-1 ～ 問8-4 △
- 2 いいえ → 問8-5（5ページ）△

問8で「1 はい」とお答えになった方にお聞きします。

問8-1 従業員に対する消費者教育（啓発）の方法として、あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 新入社員研修（自社）
- 2 自由参加研修（自己啓発等）
- 3 管理職等特定の職務従事者を対象とした研修
- 4 事業者団体等の実施する研修への参加
- 5 チラシやパンフレットの配布、メール送信
- 6 掲示板や社内広報等への掲載
- 7 その他（具体的に： ）

問8-2 従業員に対する消費者教育（啓発）研修を実施する講師について、あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 社内担当者
- 2 外部講師（例：県消費生活センター、金融広報アドバイザー等）
- 3 その他（具体的に： ）

問8-3 従業員に対する消費者教育（啓発）の内容について、あてはまるものすべてを選んでください。（ただし、業務に直接必要な知識を身に付けるための教育は含まないこととします。）

- | |
|--|
| 1 安全・安心な商品の選び方や表示の見方（例：素材や添加物表示の見方） |
| 2 契約のルールや取引のトラブル防止策（例：クーリング・オフの仕方、悪質商法の手口とその対処法） |
| 3 家計の管理や生活設計（例：クレジットカードの仕組み、多重債務に陥らないための金銭管理） |
| 4 エシカル消費（※） |
| 5 食品ロス削減 |
| 6 情報通信の有効活用や安全の確保（例：インターネットやスマートフォンの安全な利用法） |
| 7 製品事故や取引被害に遭ったときの解決手段（例：相談機関の情報） |
| 8 その他（具体的に： _____） |

※ 「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

問8-4 問8-3で○をつけた従業員に対する消費者教育について具体的な内容を教えてください。

問8で「2 いいえ」とお答えになった方にお聞きします。

問8-5 実施していないのはなぜですか。あてはまるものすべてを選んでください。

- | |
|-----------------------|
| 1 自己責任で学ぶものである |
| 2 自社で教える人材がいない |
| 3 自社で行う時間的、経済的余裕がない |
| 4 研修に使える教材がない |
| 5 その他（具体的に： _____） |
| 6 今後、実施予定がある → 問8-6 △ |

問8-5で「6 今後、実施予定がある」とお答えになった方にお聞きします。

問8-6 今後、従業員教育として実施したい内容について、あてはまるものすべてを選んでください。（ただし、業務に直接必要な知識を身に付けるための教育は含まないこととします。）

- | |
|--|
| 1 安全・安心な商品の選び方や表示の見方（例：素材や添加物表示の見方） |
| 2 契約のルールや取引のトラブル防止策（例：クーリング・オフの仕方、悪質商法の手口とその対処法） |
| 3 家計の管理や生活設計（例：クレジットカードの仕組み、多重債務に陥らないための金銭管理） |
| 4 エシカル消費（※） |
| 5 食品ロス削減 |
| 6 情報通信の有効活用や安全の確保（例：インターネットやスマートフォンの安全な利用法） |
| 7 製品事故や取引被害に遭ったときの解決手段（例：相談機関の情報） |
| 8 その他（具体的に： _____） |

※ 「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

IV 「消費生活等に関する社会貢献活動」について

問9 消費生活等に関する社会貢献活動を実施していますか。

- | |
|-------------------------------|
| 1 実施している → 問9-1 △ |
| 2 今は実施していないが、今後実施したい → 問9-1 △ |
| 3 実施していない → 問10 △ |

問9で「1 実施している」「2 今は実施していないが、今後実施したい」とお答えになった方にお聞きします。

問9-1 どのような活動内容ですか。あてはまるものすべてを選んでください。

- | |
|---|
| 1 消費生活等に関するもの（高齢者の見守り活動や環境保全活動 など）
（具体的に： _____） |
| 2 その他（清掃活動、文化活動など）
（具体的に： _____） |

V 「消費者問題に対する行政の取り組み」について

問10 県消費生活センターや県金網広報委員会では、企業や団体等に対して、消費者教育に関する教材（DVD等）の提供・貸出や、講師派遣の制度（無料）があります。このような制度を利用したことがありますか。

- | |
|--------------------------------|
| 1 利用したことがある（教材の提供・貸出） |
| 2 利用したことがある（講師の派遣） |
| 3 利用したことはないが、今後利用したい（教材の提供・貸出） |
| 4 利用したことはないが、今後利用したい（講師の派遣） |
| 5 利用したことがなく、今後も利用する予定はない |

問11 消費者問題に関する取り組み充実のために、ご意見等ございましたら、ご自由にお書きください。

～ご回答ありがとうございました～
10月29日（火）までにご投函くださるようお願いいたします。

3. 小学校

問4 外部講師による授業を行いましたか。

1 行った	→	問5	へ	2 行わなかった	→	問6	へ
-------	---	----	---	----------	---	----	---

問4で「1 行った」とお答えになった方にお聞きます。

問5 授業を行った外部講師の所属を選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

1 教育委員会	2 県や市町村又は消費生活センター等
3 警察	4 金融広報委員会 (金融広報アドバイザー)
5 その他 ()	

問6 PTAの行事等、教育課程外での、児童への消費者教育の取り組みがあれば書いてください。

--

Ⅲ 「消費者教育用の教材」について

問7 授業等で活用しやすいまたは効果があるとと思われる教材を選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

1 DVD等映像の教材
2 パソコンを活用した教材
3 スマートフォンを活用した教材
4 紙媒体 (チラシ、ワークシート等) による教材
5 ボードゲーム等グループで使える教材
6 ロールプレイングの事例集
7 その他 ()

(小学校用)

Ⅰ 「貴校の概要」について (令和6年9月1日現在)

問1 貴校の概要について回答してください。

学校名	
区分	1 公立 2 私立 3 国立
学校規模	1 200人以下 2 201~400人 3 401~600人 4 601人以上

Ⅱ 「児童に対する消費者教育の実施状況等」について

問2 消費者教育に関する授業や取り組みを行っている教科等、学年、時間数を記入してください。また、内容について書ける範囲で記入してください。

教科等	学	年	時	間	数	内	容
1 生活科							
2 家庭科							
3 社会科							
4 総合的な学習 の時間							
5 その他 ()							
()							
()							
()							
()							

問3 教科書以外に使用した教材はありますか。

1 ある	2 ない
------	------

IV 「児童に対する消費者教育の課題等」について

問8 消費者教育で取り組むべきテーマを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 お金について（お金の大切さ、役割、金銭管理 等）
- 2 契約について（惠買商法やクーリング・オフ制度 等）
- 3 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブルについて
- 4 食品や製品の安全と表示について
- 5 食品ロス削減について
- 6 エシカル消費（※）について
- 7 困った時の相談先について（消費者ホットライン 局番なし188 等）
- 8 その他（ ）

※ 「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

問9 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 どのような取り組みをすればよいか分からない
- 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない
- 3 活用できる教材が少ない
- 4 予算がない
- 5 教員のスキルアップを図る研修会等の機会が少ない
- 6 他の優先課題があり取り組みめない
- 7 その他（ ）
- 8 特になし

問10 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 実践事例の紹介
- 2 児童向け教材の作成・配布
- 3 教員に対する研修
- 4 外部講師（県消費生活センター、金融経済教育推進機構（J-FLEC）等）の活用
- 5 消費者被害の最新状況の定期的な提供
- 6 その他（ ）

問11 消費者教育に関連して食品ロス削減について、児童への意識啓発のために取り組んでいることはありますか。

- 1 取り組んでいることがある → 問11-1へ
- 2 取り組んでいることはない → 問12へ

問11で「1 取り組んでいることがある」とお答えになった方にお聞きします。

問11-1 取り組んでいることで、より効果的と感じた取組は何ですか。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 家庭科などの授業を通じて、食品ロスの現状や問題点について、啓発する
- 2 給食の時間に食事の量の調整などの取組を実施する
- 3 食品ロス削減に関するイベントや講演会への参加を促す
- 4 フードバンク団体等と連携して、食品ロスの削減に寄与する活動を体験する
- 5 児童と協力して、校内で発生している食品ロスの量や要因を調査・分析し、問題意識を高める
- 6 食品ロス削減をテーマにしたクラスやクラブを設立し、児童が主体的に取り組める場を提供する
- 7 ポスターやチラシを活用した啓発を行う
- 8 その他（具体的に： ）

問12 消費生活センターなどへ消費者教育の相談ができることを知っていましたか。

- 1 相談ができることを知っており、相談したこともある
- 2 相談ができることを知っているが、相談したことはない
- 3 知らなかった

問13 消費者教育に関する取り組み充実のために、ご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。

～ご回答ありがとうございました～

10月29日（火）までにご返函くださるようお願いいたします。

4. 中学校

問4 外部講師による授業を行いましたか。

1 行った → 問5 へ 2 行わなかった → 問6 へ

問4で「1 行った」とお答えになった方にお聞きます。

問5 授業を行った外部講師の所属を選んでください。あてはまるものすべて選んでください。

1 教育委員会 2 県や市町村又は消費生活センター等
3 警察 4 金融広報委員会
(金融広報アドバイザー)
5 その他 ()

問6 PTAの行事等、教育課程外での、生徒への消費者教育の取り組みがあれば書いてください。

Ⅲ 「消費者教育用の教材」について

問7 授業等で活用しやすいまたは効果があると思われる教材を選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

1 DVD等映像の教材
2 パソコンを活用した教材
3 スマートフォンを活用した教材
4 紙媒体（チラシ、ワークシート等）による教材
5 ボードゲーム等グループで使える教材
6 ロールプレイングの事例集
7 その他 ()

(中学校用)

Ⅰ 「貴校の概要」について（令和6年9月1日現在）

問1 貴校の概要について回答してください。

学校名	
区分	1 公立 2 私立 3 国立
共同学	1 共学 2 女子校 3 男子校
学校規模	1 200人以下 2 201～400人 3 401～600人 4 601人以上

Ⅱ 「生徒に対する消費者教育の実施状況等」について

問2 消費者教育に関する授業や取り組みを行っている教科等、学年、時間数を記入してください。また、内容について書ける範囲で記入してください。

教科等	学	年	時	間	数	内	容
1 家庭科							
2 社会科							
3 総合的な学習の時間							
4 その他 ()							

問3 教科書以外に使用した教材はありますか。

1 ある 2 ない

IV 「生徒に対する消費者教育の課題等」について

問8 消費者教育で取り組みべきテーマを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 お金について（お金の大切さ、役割、金銭管理 等）
- 2 契約について（成年年齢引下げ、悪質商法、クーリング・オフ制度等）
- 3 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブルについて
- 4 食品や製品の安全と表示について
- 5 食品ロス削減について
- 6 エシカル消費（※）について
- 7 困った時の相談先について（消費者ホットライン 局番なし188 等）
- 8 その他（ ）

※ 「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

問9 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 どのような取り組みをすればよいか分からない
- 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない
- 3 活用できる教材が少ない
- 4 予算がない
- 5 教員のスキルアップを図る研修会等の機会が少ない
- 6 他の優先課題があり取り組みめない
- 7 その他（ ）
- 8 特になし

問10 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 実践事例の紹介
- 2 生徒向け教材の作成・配布
- 3 教員に対する研修
- 4 外部講師（県消費生活センター、金融経済教育推進機構（J-FLEC）等）の活用
- 5 消費者被害の最新状況の定期的な提供
- 6 その他（ ）

問11 消費者教育に関連して食品ロス削減について、生徒への意識啓発のために取り組んでいることはありますか。

- 1 取り組んでいることがある → 問11-1 へ
- 2 取り組んでいることはない → 問12 へ

問11-1 「1 取り組んでいることがある」とお答えになった方にお聞きします。

問11-1 取り組んでいることで、より効果的と感じた取組は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 家庭科などの授業を通じて、食品ロスの現状や問題点について、啓発する
- 2 給食の時間に食事の量の調整などの取組を実施する
- 3 食品ロス削減に関するイベントや講演会への参加を促す
- 4 フードバンク団体等と連携して、食品ロスの削減に寄与する活動を体感する
- 5 生徒と協力して、学内で発生している食品ロスの量や要因を調査・分析し、問題意識を高める
- 6 食品ロス削減をテーマにしたクラスやクラブを設立し、生徒が自発的に取り組める場を提供する
- 7 ポスターやチラシを活用した啓発を行う
- 8 その他（具体的に： ）

問12 消費生活センターなどへ消費者教育の相談ができることを知っていましたか。

- 1 相談ができることを知っており、相談したこともある
- 2 相談ができることを知っているが、相談したことはない
- 3 知らなかった

問13 消費者教育に関する取り組み充実のために、ご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。

～ご回答ありがとうございます～

10月29日（火）までにご返函くださるようお願いいたします。

5. 高等学校

問3 教科書以外に使用した教材はありますか。

1 ある	2 ない
------	------

問4 外部講師による授業を行いましたか。

1 行った → 問5へ	2 行わなかった → 問6へ
-------------	----------------

問4で「1 行った」とお答えになった方にお聞きます。

問5 授業を行った外部講師の所属を選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

1 教育委員会	2 県や市町村又は消費生活センター等
3 警察	4 金融広報委員会 (金融広報アドバイザー)
5 その他 ()	

問6 成年年齢の引下げ後(令和4年4月1日以降)、18歳、19歳の生徒からの消費者トラブルに関する相談は増加しましたか。

1 増加した
2 変わらない
3 減少した
4 わからない

問7 成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳、19歳は父母の同意なく一人で契約ができるようになり、これまでのように未成年という理由では、契約を取り消すことはできなくなりましたが、現時点で、成年年齢の引下げに伴う消費者教育は十分だと思いますか。

1 十分である
2 どちらかといえば十分である
3 どちらかといえば不十分である
4 不十分である
5 わからない

(高等学校用)

I 「貴校の概要」について (令和6年9月1日現在)

問1 貴校の概要について回答してください。

学校名				
区分	1 公立	2 私立	3 国立	
課程	1 全日制	2 定時制	3 通信制	4 専攻科
共同学	1 共学	2 女子校	3 男子校	
学校規模	1 200人以下	2 201~400人	3 401~600人	4 601人以上

II 「生徒に対する消費者教育の実施状況等」について

問2 消費者教育に関する授業や取り組みを行っている教科等、科目、学年、時間数を記入してください。また、内容について書ける範囲で記入してください。

教科等	科目	学年	時間	内容
1 家庭科				
2 公民科				
3 その他の教科				
4 教科外 (H等)				

問8 成年年齢の引下げに伴い、今後、学校において、どのような内容の消費者教育の取り組みが必要だと思いますか。ご自由にお書きください。

Ⅲ 「消費者教育用の教材」について

問9 授業等で活用しやすいまたは効果があると思われる教材を選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 DVD等映像の教材
- 2 パソコンを活用した教材
- 3 スマートフォンを活用した教材
- 4 紙媒体（チラシ、ワークシート等）による教材
- 5 ボードゲーム等グループで使える教材
- 6 ロールプレイングの事例集
- 7 その他（ ）

Ⅳ 「生徒に対する消費者教育の課題等」について

問10 消費者教育で取り組むべきテーマを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 家計の管理や生活設計（クレジットの仕組み、サラ金やギャンブル依存症などによる多重債務問題）
- 2 投資・保険・預金などの金融商品や融資について（投資詐欺や振り込み詐欺）
- 3 契約とは（成年年齢引下げ、悪質商法、クーリング・オフ制度等）
- 4 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
- 5 食品や製品の安全と表示について
- 6 食品ロス削減
- 7 エシカル消費（※）
- 8 困った時の相談先（消費者ホットライン 局番なし188 等）
- 9 その他（ ）

※ 「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

3

問11 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 どのような取り組みをすればよいかわからない
- 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない
- 3 活用できる教材が少ない
- 4 予算がない
- 5 教員のスキルアップを図る研修会等の機会が少ない
- 6 他の優先課題があり取り組めない
- 7 その他（ ）
- 8 特になし

問12 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 実践事例の紹介
- 2 生徒向け教材の作成・配布
- 3 教員に対する研修
- 4 外部講師（県消費生活センター、金融経済教育推進機構（J-FLEC）等）の活用
- 5 消費者被害の最新状況の定期的な提供
- 6 その他（ ）

問13 消費者教育に関連して食品ロス削減について、生徒への意識啓発のために取り組んでいることはありますか。

- 1 取り組んでいることがある → 問13-1 へ
- 2 取り組んでいることはない → 問14 へ

問13で「1 取り組んでいることがある」とお答えになった方にお聞きします。

問13-1 取り組んでいることで、より効果的と感じた取組は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 家庭科などの授業を通じて、食品ロスの現状や問題点について、啓発する
- 2 食品ロス削減に関するイベントや講演会への参加を促す
- 3 フードバンク団体等と連携して、食品ロスの削減に寄与する活動を体験する
- 4 生徒と協力して、校内で発生している食品ロスの量や要因を調査・分析し、問題意識を高める
- 5 食品ロス削減をテーマにしたクラスやクラブを設立し、生徒が自発的に取り組める場を提供する
- 6 ポスターやチラシを活用した啓発を行う
- 7 その他（具体的に）（ ）

4

問14 消費生活センターなどへ消費者教育の相談ができることを知っていましたか。

- 1 相談ができることを知り、相談したこともある

2 相談ができることを知っているが、相談したことはない

3 知らなかった

問15 消費者教育に関する取り組み充実のために、ご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。

～ご回答ありがとうございました～
10月29日（火）までにご投函くださるようお願いいたします。

6. 特別支援学校

問3 教科書以外に使用した教材はありますか。

1 ある	2 ない
------	------

問4 外部講師による授業を行いましたか。

1 行った → 問5	2 行わなかった → 問6
------------	---------------

問4で「1 行った」とお答えになった方にお聞きます。

問5 授業を行った外部講師の所属を選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

1 教育委員会	2 県や市町村又は消費生活センター等
3 警察	4 金融広報委員会 (金融広報アドバイザー)
5 その他 ()	

問6 成年年齢の引下げ後(令和4年4月1日以降)、18歳、19歳の生徒からの消費者トラブルに関する相談は増加しましたか。※高等部設置校以外は回答不要

1 増加した
2 変わらない
3 減少した
4 わからない

問7 成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳、19歳は父母の同意なく一人で契約ができるようになり、これまでのように未成年という理由では、契約を取り消すことはできなくなりましたが、現時点で、成年年齢の引下げに伴う消費者教育は十分だと思えますか。※高等部設置校以外は回答不要

1 十分である
2 どちらかといえば十分である
3 どちらかといえは不十分である
4 不十分である
5 わからない

(特別支援学校用)

I 「貴校の概要」について (令和6年9月1日現在)

問1 貴校の概要について回答してください。

学校名	
学校規模	1 200人以下 2 201~400人 3 401~600人 4 601人以上

II 「児童・生徒に対する消費者教育の実施状況等」について

問2 消費者教育に関する授業や取り組みを行っている教科等、学年又は科目、時間数を記入してください。また、内容について書ける範囲で記入してください。

教科等	学年又は科目	時間数	内 容
1 家庭科			
2 社会科 公民科			
3 その他の教科			
4 教科外 (HP等)			
()			
()			
()			

問8 今後、学校において、どのような内容の消費者教育の取り組みが必要だと思いますか。ご自由にお書きください。※高等部設置校以外は回答不要

Ⅲ 「消費者教育用の教材」について

問9 授業等で活用しやすいまたは効果があると思われる教材を選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 DVD等映像の教材
- 2 パソコンを活用した教材
- 3 スマートフォンを活用した教材
- 4 紙媒体（チラシ、ワークシート等）による教材
- 5 ボードゲーム等グループで使える教材
- 6 ロールプレイングの事例集
- 7 その他（ ）

Ⅳ 「児童・生徒に対する消費者教育の課題等」について

問10 消費者教育で取り組むべきテーマを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 お金について（お金の大切さ、役割、金銭管理 等）
- 2 家計の管理や生活設計（クレジットの仕組み、サラ金やキャッシング依存症などによる多重債務問題）
- 3 投資・保険・預金などの金融商品や融資について（投資詐欺や振り込め詐欺）
- 4 契約とは（成年年齢引下げ、悪質商法、クーリング・オフ制度等）
- 5 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
- 6 食品や製品の安全と表示について
- 7 食品ロス削減
- 8 エシカル消費（※）
- 9 困った時の相談先（消費者ホットライン 局番なし188 等）
- 10 その他（ ）

※ 「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などをきめ、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

問11 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 どのような取り組みをすればよいかわからない
- 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない
- 3 活用できる教材が少ない
- 4 予算がない
- 5 教員のスキルアップを図る研修会等の機会が少ない
- 6 他の優先課題があり取り組めない
- 7 その他（ ）
- 8 特になし

問12 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 実践事例の紹介
- 2 児童・生徒向け教材の作成・配布
- 3 教員に対する研修
- 4 外部講師（県消費生活センター、金融経済教育推進機構（J-FLEC）等）の活用
- 5 消費者被害の最新状況の定期的な提供
- 6 その他（ ）

問13 消費者教育に関連して食品ロス削減について、児童・生徒への意識啓発のために取り組んでいることはありますか。

- 1 取り組んでいることがある → 問13-1 へ
- 2 取り組んでいることはない → 問14 へ

問13で「1 取り組んでいることがある」とお答えになった方にお聞きします。

問13-1 取り組んでいることで、より効果的と感じた取組は何ですか。あてはまるものすべてを選んでください。

- 1 家庭科などの授業を通じて、食品ロスの現状や問題点について、啓発する
- 2 給食の時間に食事の量の調整などの取組を実施する
- 3 食品ロス削減に関するイベントや講演会への参加を促す
- 4 フードバンク団体等と連携して、食品ロスの削減に寄与する活動を体験する
- 5 児童・生徒と協力して、学内で発生している食品ロスの量や要因を調査・分析し、問題意識を高める
- 6 食品ロス削減をテーマにしたクラスやクラブを設立し、児童・生徒が自発的に取り組める場を提供する
- 7 ポスターやチラシを活用した啓発を行う
- 8 その他（具体的な）（ ）

問 14 消費生活センターなどへ消費者教育の相談ができることを知っていましたか。

1 相談ができることを知っており、相談したこともある
2 相談ができることを知っているが、相談したことはない
3 知らなかった

問 15 消費者教育に関する取り組み充実のために、ご意見等ございましたら、ご自由にお書きください。

--

～ご回答ありがとうございました～
10月29日（火）までにご投函くださるようお願いいたします。

7. 大学・短期大学・専修学校等

(大学・短期大学・専修学校等用)

I 「貴校の概要」について（令和6年9月1日現在）

問1 貴校の概要について回答してください。

学校名			
区分	1 公立	2 私立	3 国立
学校規模	1 200人以下	2 201~400人	
	3 401~600人	4 601人以上	

III 「学生に対する消費者教育の実施状況等」について

問2 消費者教育に関する授業や取り組みを行っている学部等、講義・ゼミ、学年、学年、時間数を記入してください。また、内容について書ける範囲で記入してください。

[illegible]

問3 外部講師による教育を行いましたか。

1 行った → 問4へ
2 行わなかった → 問5へ

—

問3で「1 行った」とお答えになった方にお聞きします。

問4 教育を行った外部講師の所属を選んでください。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 教育委員会
- 2 県や市町村又は消費生活センター等
- 3 警察
- 4 金融広報委員会
(金融広報アドバイザー)
- 5 その他()

問5 成年年齢の引下げ後（令和4年4月1日以降）、18歳、19歳の学生からの消費者トラブルに関する相談は増加しましたが。

- 1 増加した
- 2 変わらない
- 3 減少した
- 4 わからない

問6 成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳、19歳は父母の同意なく一人で契約ができるようになり、これまでのように未成年という理由では、契約を取り消すことはできなくなりますが、現時点で、成年年齢の引下げに伴う消費者教育は十分だと感じますか。

- 1 十分である
- 2 どちらかといえば十分である
- 3 どちらかといえば不十分である
- 4 不十分である
- 5 わからない

問7 今後、学生に対して、どのような消費者教育の取り組みが必要だと思いますか。
ご自由にお書きください。

2

問8 学生に対してどのような啓発・情報提供を行っていますか。あてはまるものを選んでください。

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 ポスター等掲示 | 2 バンフレット等配布 |
| 3 メール配信 | 4 学生向けWebサイトへの掲載 |
| 5 その他（ | ） |
| 6 特になし | |

Ⅲ 「消費者教育用の教材」について

問9 授業等で活用しやすいまたは効果があると思われる教材を選んでください。あてはまるものを選んでください。

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 DVD等映像の教材 | |
| 2 パソコンを活用した教材 | |
| 3 スマートフォンを活用した教材 | |
| 4 紙媒体（チラシ、ワークシート等）による教材 | |
| 5 ボードゲーム等グループで使える教材 | |
| 6 ロールプレイングの事例集 | |
| 7 その他（ | ） |

Ⅳ 「学生に対する消費者教育の課題等」について

問10 消費者教育で取り組むべきテーマを選んでください。あてはまるものを選んでください。

- | | |
|---|---|
| 1 家計の管理や生活設計（クレジットの仕組み、サラ金やキャッシング依存などによる多重債務問題） | |
| 2 投資・保険・預金などの金融商品や融資について（投資詐欺や振り込め詐欺） | |
| 3 契約とは（成年齢引下げ、懸賞筒法、クーリング・オフ制度等） | |
| 4 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル | |
| 5 食品や製品の安全と表示について | |
| 6 食品ロス削減 | |
| 7 エシカル消費（※） | |
| 8 困った時の相談先（消費者ホットライン 局番なし188 等） | |
| 9 その他（ | ） |

※ 「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

問11 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。あてはまるものを選んでください。

- | | |
|---------------------------|---|
| 1 どのような取り組みをすればよいかわからない | |
| 2 指導者や講師となる人材の情報が得られない | |
| 3 活用できる教材が少ない | |
| 4 予算がない | |
| 5 教員のスキルアップを図る研修会等の機会が少ない | |
| 6 他の優先課題があり取り組めない | |
| 7 その他（ | ） |
| 8 特になし | |

問12 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。あてはまるものを選んでください。

- | | |
|--|---|
| 1 実践事例の紹介 | |
| 2 学生向け教材の作成・配布 | |
| 3 教員に対する研修 | |
| 4 外部講師（県消費生活センター、金融経済教育推進機構（J-FLEC）等）の活用 | |
| 5 消費者被害の最新状況の定期的な提供 | |
| 6 その他（ | ） |

問13 消費者教育に関連して食品ロス削減について、学生への意識啓発のために取り組んでいることはありますか。

- | | | |
|----------------|---------|---|
| 1 取り組んでいることがある | → 問13-1 | へ |
| 2 取り組んでいることはない | → 問14 | へ |

問13で「1 取り組んでいることがある」とお答えになった方にお聞きします。

問13-1 取り組んでいることで、より効果的と感じた取組は何ですか。あてはまるものを選んでください。

- | | |
|---|---|
| 1 講義を通じて、食品ロスの現状や問題点について、啓発する | |
| 2 食品ロス削減に関するイベントや講演会への参加を促す | |
| 3 フードバンク団体等と連携して、食品ロスの削減に寄与する活動を体験する | |
| 4 学生と協力して、学内で発生している食品ロスの量や要因を調査・分析し、問題意識を高める | |
| 5 食品ロス削減をテーマにしたクラスやクラブを設立し、学生が自発的に取り組める場を提供する | |
| 6 ポスターやチラシを活用した啓発を行う | |
| 7 その他（具体的に： | ） |

問14 消費生活センターなどへ消費者教育の相談ができることを知っていましたか。

- 1 相談ができることを知り、相談したこともある

2 相談ができることを知っているが、相談したことはない

3 知らなかった

問15 消費者教育に関する取り組み充実のために、ご意見等がございましたら、ご自由にお書きください。

～ご回答ありがとうございました～
10月29日（火）までにご投函くださるようお願いいたします。

消費者教育等に関する意識調査
調査結果報告書

令和7年1月 発行

調査主体：鹿児島県 男女共同参画局 消費者行政推進室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL 099-286-2521

調査機関：株式会社サーベイリサーチセンター南九州事務所

〒860-0804 熊本市中央区辛島町 8 番 23 号

TEL 096-324-5370